

町営住宅北田団地 1 4 2 号室 入居者募集について

1. 団 地 名 三川町営住宅 北田団地
2. 団地所在地 三川町大字押切新田字北田 8 0 番地
3. 住宅の構造 鉄筋コンクリート造 4 階建（エレベーターなし） 昭和 5 7 年度建設
4. 募集戸数 1 戸（4 階 1 4 2 号室）

5. 住宅の内容（規格・面積・家賃）

住宅番号	規 格	面 積	家 賃（令和 7 年度）
1 4 2	6 畳・6 畳・ 4 畳半・DK	67.1 m ²	月額 16,000～23,800 円（一般世帯） 16,000～42,400 円（裁量階層世帯含む） ※ 収入に応じて異なります。

- ・主な設備：水洗トイレ・風呂（浴槽有）・洗面化粧台、物置
台所ガス湯沸かし器、居間照明器具は入居者が購入し設置してください。
- ・駐車場：団地内の指定された場所に 1 世帯につき 2 台まで駐車できます。
なお、町は事件・事故による被害の責任を負いません。
- ・通学区：みかわ保育園・幼稚園、押切小学校、三川中学校
- ・共同費用の負担：入居後、共同電気料などの費用負担があります。

6. 申込み期間

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）～~~令和 7 年 5 月 2 8 日（水）~~

7. 問合せ先

三川町建設環境課 建設係 電話：0 2 3 5－3 5－7 0 3 5（係直通）

8. 入居資格

次の 5 つの要件全てに該当する必要があります。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）がいること。

原則として単身では入居申込みできませんが、下記に該当する方は入居申込みできます。

- ・ 6 0 才以上の方
- ・ 一定以上の障害者の方
- ・ 生活保護を受給している方
- ・ その他特別の事情がある方

- (2) 現在、住宅に困窮していることが明らかな者であること。

持ち家がある方は原則申込みできません。住宅困窮理由によっては申込みをお断りする場合があります。

- (3) 入居予定者全員が市区町村の課税した税に滞納がないこと。
- (4) 収入月収が158,000円以下であること。(裁量階層世帯の場合は、214,000円以下)

収入月収は次の計算式により算出します。

$$\text{収入月収} = (\text{世帯の年間総所得額} - \text{各種控除}) \div 12$$

給与所得だけの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得金額になります。

◎各種控除

控除項目	控除の対象者	控除金額 (一人につき)
給与所得等控除	入居者または同居者に所得税法上の給与所得等を有する人	100,000円
同居親族等控除	同居者又は同居者以外で所得税法上の扶養親族になっている人	380,000円
老人扶養控除	年齢70歳以上で、所得税法上老人扶養親族または老人控除対象配偶者になっている人	100,000円
特定扶養控除	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、所得税法上扶養親族になっている人	250,000円
障害者控除	入居者または同居親族等で所得税法上の障害者控除を受けている場合	270,000円
特別障害者控除	その障害者が精神又は身体に一定以上の障害がある場合	400,000円
ひとり親控除	入居者または同居親族等で所得税法上のひとり親控除の適用を受けている人	350,000円
寡婦控除	入居者または同居者の中で、所得税法上寡婦控除の適用を受けている人	270,000円

- (5) 入居予定者全員が暴力団員でないこと。
- 入居申込時に「入居申込みに係る誓約書及び同意書」を提出していただきます。

9. 申込みに必要な書類

- (1) 町営住宅入居申込書(様式第1号)
- (2) 入居申込に係る誓約書及び同意書(様式第1号の2)
- (3) 児童手当用の所得証明書(最新のもので、16歳以上の入居予定者全員分。所得金額、控除額が記載されているもの)
- (4) 納税証明書(最新のもので、16歳以上の入居予定者全員分。バイク・軽自動車等を所有しており軽自動車税が課税されている場合は必要になります。)
- (5) 資産証明書(資産が無い場合は、無い旨の証明が必要です。
町外にお住まいの方は、現在お住まいの市区町村から、資産証明書の交付を受けてください。)
- (6) 住民票の写し(謄本)(入居予定者全員分)
- (7) 婚姻を予定している方は、婚約証明書等

- (8) 寡婦またはひとり親に該当する場合は、戸籍の全部事項証明
- (9) その他状況により必要とされる書類は、個別対応とさせていただきます。
- ※ (2) ～ (8) は発行から3箇月以内のものに限ります。

10. 選考方法

申込書受付後、随時審査を行い決定します。

なお、応募者数が募集数を超えた場合は入居者審査委員会を開催し、住宅困窮度合が高いと判断した順で入居者を決定しますが、住宅困窮度合の相違を判断できない場合は、公開抽選により入居者を決定します。

11. 申込み時の注意点

- (1) 団地内（室内含む）での犬・猫等のペットを飼育することはできません。動物やペットへの餌付けも禁止です。
- (2) 申込みに虚偽・不正があった場合は、入居を取消します。
- (3) 申込みの際に居住状況などの聞取りを行いますので、申込者本人又は同居される方がおいでください。
- (4) 入居が決定すると、指定された期限まで次の書類等が必要になります。
 - ① 印鑑証明書（申込者分）
 - ② 申込者の収入と同程度以上の収入のある連帯保証人2名
 - ③ 連帯保証人の印鑑証明書、住民票の謄本及び令和7年度所得証明書（令和6年分の所得に係るもの）
 - ④ 敷金として入居決定時の家賃3箇月分
- (5) 入居後は、翌年度家賃算定のため毎年収入申告が必要です。